明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

人事異動

内閣

国土交通副大臣
国務大臣に任命する（各通）
岡田　克也
国務大臣
法務大臣を命ずる
小川　敏夫
同
文部科学大臣を命ずる
平野　博文
同
防衛大臣を命ずる
田中　直紀
同
国家公安委員会委員長を命ずる
松原　仁
同
岡田　克也
同
内閣府特命担当大臣を命ずる（各通）
松原　仁
同
平野　博文
国立国会図書館連絡調整委員会委員に任命する
岡田　克也
同
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣に指定する
藤村　修
同
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二順位の国務大臣に指定する
鹿野　道彦
同
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三順位の国務大臣に指定する
川端　達夫
同
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第四順位の国務大臣に指定する
田中　直紀
同
内閣法第九条の規定により臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣に指定する
なお、右記の者のいずれかに事故のあるとき又は欠けたときは、それ以外の者の中で最も先順位の者が、臨時に内閣総理大臣の職務を行うこととする。
藤村　修
同
内閣法第九条の規定による臨時に内閣総理大臣の職務を行う第一順位の国務大臣の指定を解く
鹿野　道彦
同
内閣法第九条の規定による臨時に内閣総理大臣の職務を行う第二順位の国務大臣の指定を解く
川端　達夫
同
内閣法第九条の規定による臨時に内閣総理大臣の職務を行う第三順位の国務大臣の指定を解く
前田　武志
同
内閣法第九条の規定による臨時に内閣総理大臣の職務を行う第五順位の国務大臣の指定を解く
岡田　克也
同
行財政の抜本的見直しを推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
岡田　克也
同
公務員制度改革を推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
松原　仁
同
北朝鮮による拉致問題の早期解決を図るため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
岡田　克也
同
社会保障及び税に関する改革を一体的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整を担当させる
古川　元久
同
社会保障及び税に関する改革を一体的に推進するため企画立案及び行政各部の所管する事務の調整担当を解く
内閣府特命担当大臣
松原　仁
消費者及び食品安全を担当させる
岡田　克也
同
「新しい公共」を担当させる
岡田　克也
同
少子化対策を担当させる
岡田　克也
同
男女共同参画を担当させる
岡田　克也
同
行政刷新を担当させる
国務大臣
平岡　秀夫
同
中川　正春
同
一川　保夫
同
山岡　賢次
同
村田　蓮舫（蓮　舫）
願に依り本官を免ずる（各通）（以上一月十三日）